【任用型】
八女市地域おこし協力隊募集要項

【募集内容】

～森林整備事業による林業振興・地域活性化活動～

八　女　市

１　八女市ってどんなところ？

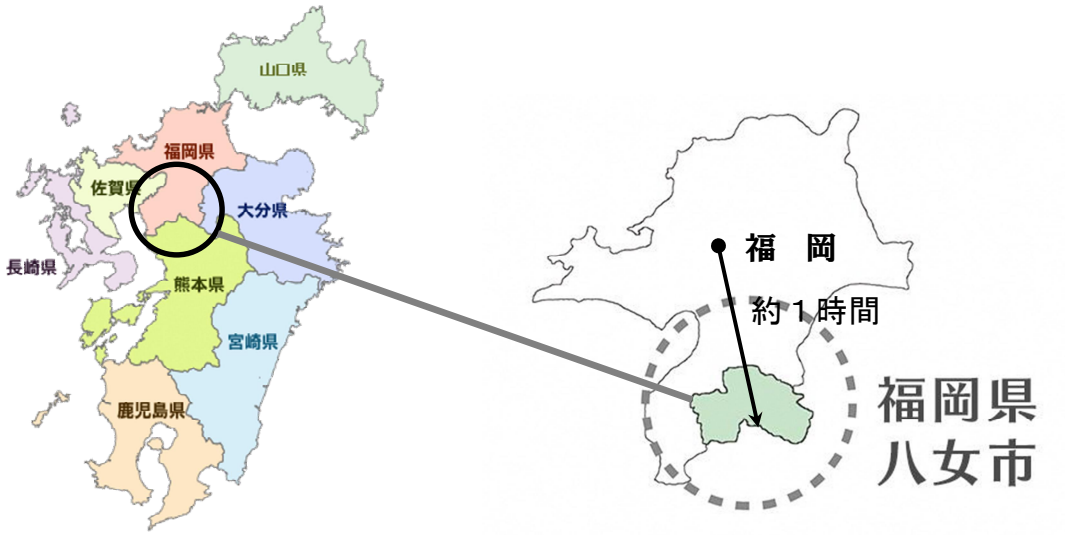

八女市は福岡県南部に位置し、福岡市から車で約１時間の距離にあり、豊かな自然と市街地が調和する暮らしやすいまちです。市の一部には、かつての繁栄をしのばせる白壁の町並みが残り、そこでは多くの伝統工芸産業が息づいています。

温暖多雨な気候で、豊かな大地には高級茶で有名な八女茶をはじめとして、米、麦、ブドウやイチゴ、みかん、キウイフルーツなどの農産物が実ります。また、市面積の約７割は山林が占めており、清らかな空気と美しい水を育んでいます。著名な画家や作家を輩出している文化活動も盛んな土地柄で、岩戸山古墳をはじめとして南北朝時代に関連する史跡なども多く残ります。

２　八女市の地域おこし協力隊について

八女市では、平成２５年度から地域おこし協力隊を任用しており、現在活動中の隊員も含め、これまで５０名以上の隊員が各地で活動してきました。また、退任した隊員の約７割が八女市に定住し、就業や起業をするなど、引き続き地域で活動を行っています。当市では、着任した隊員の定住・定着をサポートするため、起業時の補助金制度（上限２００万円）を設けるなど、定住に向けた助成を行っています。現在、１８名（令和８年７月１日時点）の隊員が地域活性化のため、様々な活動に取り組んでいます。

また、月に１度、全隊員が集まる定例会議を開催し、活動報告や活動に対する悩みなどの意見交換を行うことで、隊員同士の連携やコミュニケーションを図っています。さらに、市民向けに市広報紙への紹介記事の掲載や、コミュニティＦＭ放送（週に１回）による活動報告も行っています。

３　募集（活動）内容

森林は、木材を生産するだけでなく、渇水や洪水を緩和する「水源かんよう機能」、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止などの「生活環境保全機能」、さらにはレクリエーションや自然環境教育、野鳥の生息の場を提供する「保健文化機能」など、多面的な機能を持っています。しかし、こうした機能が十分に発揮されるためには、適切な森林管理と森林整備が欠かせません。

現在、全国の多くの山間地では、少子高齢化と林業就業者の減少が進んでいます。それに伴う地域産業の担い手不足や集落機能の低下、耕作放棄地の増加や森林の荒廃は、大きな社会問題となっています。

福岡県内における林業の中心地である八女市は、総面積 482.44 ㎢の約 7 割を森林が占めています。八女の林業には古い歴史があり、江戸時代初期には久留米・柳川の両藩が山奉行を設けてマツやスギの植林を進めたと記録されています。明治から大正期にかけては、木材需要の高まりから天然林のケヤキ、モミ、カシ類が切り出され、多くの山林にスギが植林されました。そして現在、戦後から高度経済成長期に植林されたスギやヒノキが本格的な利用期を迎えており、適切な森林の更新（伐採と再植林）と木材の利活用が強く望まれています。

そこで八女市では、森林整備の推進と林業・林産業の活性化を担う「地域おこし協力隊」を募集します。

採用された隊員には、市内の林業事業体である「福岡県八女森林組合」をはじめとする民間林業事業体、自伐型林家などで活動していただきます。現場で林業・林産業の技術を習得しながら、未来の林業経営について研究を深め、将来自らが林業を生業として森林整備や保全、林業振興を担っていくことを期待しています。同時に、地域おこし協力隊活動で培ったノウハウや人脈を活かし、人・地域・振興事業を結びつけ、林業の振興・活性化に貢献できる人材を求めています。

◎勤務地における主な活動内容

・森林整備のための植栽・下刈・伐採・間伐・搬出作業
・市内林業事業体等での林業の担い手となるための技術習得
・各種研修会を通じた技術の習得や林業経営、自伐林業等の研究
・その他、八女市の地域振興に関すること

※本要項に記載しているミッションは掲載時点での予定であり、市の機構改革や事

業所管替え等の理由により、活動内容や配属部署に変更が生じる場合があります。

◎募集人員　５名
◎雇用形態　八女市会計年度任用職員
◎活動場所　八女市内（具体的な場所は別途協議のうえ決定します。）
◎着任予定　令和８年１１月１日以降採用予定
※移住準備などで期間が必要な場合は個別にご相談ください。ただし、市が想定する着任予定日を大幅に超過する場合は、合格が取消になる可能性があります。

４　応募要件

（１）居住地要件

条件不利地域を除く都市地域等から八女市内へ生活の拠点を移し、住民票を八女市へ異動できる方 **※要件について不明な場合は、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表場（https://www.soumu.go.jp/main_content/000862230.pdf）をご覧いただくか八女市定住対策課までお問い合わせください。**

※１．条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法　②山村振興法　③離島振興法　④半島振興法　⑤奄美群島振興開発特別措置法　⑥小笠原諸島振興開発特別措置法　⑦沖縄振興特別措置法

（２）年齢・性別は問いません。
（３）心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方
（４）普通自動車運転免許（ＭＴ必須）を所持し、実際に運転できる方
（５）地域おこし協力隊の活動終了後、八女市において起業、就業して定住する強い意欲のある方
（６）活動内容について積極的な提案ができ、企画能力がある方
（７）住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動できる方
（８）一般的なパソコン操作のほか、インターネット環境を活動に利用できる方
（９）市内外に向け地域おこし協力隊としての活動を情報発信できる方。各種ＳＮＳやコミュニティＦＭ、市広報への出演が可能な方。
（１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する

者でない方

（１１）応募時点で税等の滞納がない方

（１２）八女市地域おこし協力隊設置要綱を遵守できる方

（１３）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

５　契約内容等

１．勤務日数及び勤務時間

（１）勤務日数　週５日

（２）勤務時間　１日当たりの勤務時間は７時間１５分を原則とします。

※夜間、休日等の勤務は、週勤務時間内で振替にて調整。

（３）年次有給休暇あり（市基準に準ずる。）

２．雇用形態及び期間等

（１）八女市会計年度任用職員として八女市長が任命します。

（２）任用期間は、着任日からその日の属する年度の３月３１日まで。

※市長が必要と認めるときは、１年を超えない範囲で期間を延長し、通算で原則３年を限度として再度任用するものとします。

３．賃金

（１）月額　２５４，６０８円（１年毎に昇給あり）

４．待遇等

（１）賃金とは別に、賞与（年２回、それぞれ１．２２５月分）の支給があります。

（２）健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

※社会保険料等の自己負担分が生じます。

（３）住宅は、原則的に市が借り上げ、住宅の家賃を全額負担します。

※近隣の家賃相場を超えた場合は、自己負担が生じる場合があります。

（４）引越費用、家財費用、生活に伴う諸保険料、光熱水費等は隊員負担です。

（５）休暇については、八女市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。

（６）活動に使用する車両及びパソコンは貸与します。

（７）プライベートで使う車は、各自でご準備ください。

５．活動費助成

協力隊として必要な活動費は、予算の範囲内で助成します。

６　応募手続き

１．申込受付期間

令和８年８月３日（月）～令和８年８月２１日（金）１７時必着

※合格者が募集人数に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

※募集期限までに定員に達しなかった場合は、期間を定めず「随時募集」へと移行します。

※順次選考を行っているため、すでに応募書類をご提出いただいている場合でも、先行して合格者が決定した時点で募集を終了（選考中止）とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

２．提出書類

（１）八女市地域おこし協力隊応募用紙【任用型】（別記様式）

写真添付、必ずキャリアメール（docomo、au、softbank）以外のメールアドレス（フリーメール可、Gmail、icloudメール推奨）を記入

（２）現住所の確認が出来る書類（下記の全て）

・住民票の写し（令和８年８月３日以降に取得したもの。コピー可）

・運転免許証の写し（裏面に記載がある場合は両面）

・現在お住まいの市区町村の税務関係部署から発行される「税金等の滞納のない証明書」（令和８年８月３日以降に取得したもの。コピー可）

※今回の業務上知り得た個人情報については、本応募に係る業務のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。

３．提出方法

郵送又は電子メールで受け付けます。

電子メールで応募される場合、提出書類を全てデータ化（PDF、Word、Excel等）して送信してください。

到着確認のため、送信された際は、電話にてその旨ご連絡をお願いします。

なお、提出した書類は返却しません。

【提出先】
八女市林業振興課森林経営計画係
〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地
TEL:0943-23-1168 / FAX:0943-24-9228
E-mail:shinrinkeieikeikaku@city.yame.lg.jp
※募集に係る質問方法については、「５．その他」をご覧ください

４．選考

（１）第１次選考（書類選考）

申込受付期間中に受け付けた応募書類をもとに選考を行い、結果は応募者全員に通知します。

（２）第２次選考前意見交換（オンライン面談）

第１次選考合格者を対象に、実際の業務説明や質疑応答、不安解消を目的とした意見交換（オンライン面談）を実施します。

日　時：平日 ９：００～１７：００の間で調整

方　法：オンライン面談（Zoom 等）

※この意見交換の内容が、選考の合否に影響を与えることは一切ありません。

（３）第２次選考（現地体験・面接試験）

第１次選考合格者を対象に、実際の活動や生活を具体的にイメージしていただくための試験を実施します。詳細は第１次選考の合格通知と合わせてご連絡します。

◎現地体験・面接試験（２泊３日）

・日　程：令和８年９月中旬の平日
・会　場：福岡県八女森林組合及び八女市役所

◎【旅費等の負担について】

・現地体験・面接試験会場への往復旅費等は、原則として応募者の自己負担となります。
・ただし、九州各県（沖縄県を除く）以外からの受験者に限り、旅費の一部（10,000 円）を支給します。
・なお、八女市滞在中の移動・宿泊に要する経費については、市が負担する予定です。

（４）選考結果の通知

最終の選考結果は、受験者全員に文書で通知します。

（５）注意事項

選考結果に関する異議申し立てには応じかねます。また、選考過程や採点結果に関するお問い合わせ、情報の開示には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

５．その他

（１）質問の受付方法

募集に関するご質問は、指定の「質問票」に必要事項を記入の上、電子メールに添付してご送信ください。お電話など、その他の方法によるお問い合わせは原則として受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

※土・日・祝日は回答等の対応ができませんので、あわせてご了承ください。

（２）質問票の記載事項

質問票には「質問内容」のほか、ご回答や本人確認のため「住所」「氏名」「ＦＡＸ番号またはＥメールアドレス」を必ず明記してください。

（３）応募要件の確認について

応募者が本募集の応募要件を満たしているかを確認するため、現在お住まいの市区町村や関係機関に対して、必要に応じて調査（照会）を行うことがあります。

（４）募集要項への同意

ご応募の際は、本募集要項を事前によくお読みいただき、内容に同意した上でお申し込みください。応募書類が提出された時点で、応募者は本募集要項の記載内容すべてに同意したものとみなします。

○アクセス方法（八女市役所）

福岡市内より

【高速バスの場合】

◎福岡空港→（九州産交バス）熊本行（ひのくに号）→八女インター→八女インター前（堀川バス）→八女学院前下車

【電車の場合】

◎（ＪＲ鹿児島本線）博多駅→羽犬塚駅→堀川バス→「八女学院前」下車

◎（西鉄）福岡天神駅→西鉄久留米駅→西鉄バス→「福島」下車

【車でお越しの場合】
◎八女インターチェンジより大分方面へ　約１０分
◎広川インターチェンジより熊本方面へ　約１５分